

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-2-2	9-830182

2 指名停止措置期間 令和4年3月8日～令和4年9月7日 (6か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

パシフィックコンサルタンツ株式会社の使用人が、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」(平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第5項第2号に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(談合又は競売入札妨害) 5 (2) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111